

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例案について

1 制定の趣旨

平成23年の税制改正により、NPO法人を条例において個別に指定することで個人県民税の寄附金控除の対象とすることができるようになった。

そこで、本県では、このようなNPO法人を指定するための基準および手続を定める条例（「滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例」（平成25年滋賀県条例第25号）を平成25年3月29日に公布し、平成25年4月1日に施行したところである。

今般、次のNPO法人について、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会（附属機関）から当該条例の規定に基づく指定の基準に適合すると認められる旨の答申が出されたことから指定を行おうとするものである。

2 指定する法人の概要

名 称	特定非営利活動法人 あさがお
所 在 地	大津市浜大津三丁目2番4号
代 表 者	竹下 育男
事 業 の 概 要	認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まる中、市民を中心とした後見活動の構築に取り組んでいる。
寄附金控除の対象となる期間	当該法人に対して、平成26年1月1日から平成30年12月31日まで（5年間）に支出された寄附金

3 施行期日

公布の日

審査等概要書

法人の名称	特定非営利活動法人 あさがお
主たる事務所の所在地	大津市浜大津三丁目2番4号
従たる事務所の所在地	なし
事業区域	県内
代表者氏名	竹下 育男
法人設立年月日	平成17年2月1日
定款に記載された目的	この法人は、高齢者・障がい者等とその介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を守る活動を行うとともに、介護サービスの質の向上に関する活動を行い、もって、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

【基準等】

No.	指 定 の 基 準	法人の活動実績等 (滋賀県特定非営利活動法人指定委員会の意見)
①	<p>次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で活動するNPO法人であること。 ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。 ・ 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。 ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。 	<p>認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い成年後見制度の必要性が高まる中、地域支援員として位置づけた市民を法人の後見業務に従事させるなど、市民を中心とした後見活動の構築に取り組んでいる。</p> <p>(主な活動実績)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健・福祉・医療に関する総合相談事業 2 権利擁護、成年後見に関する事務の提供 3 権利擁護、成年後見制度に関する研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待問題研修会（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）の開催 4. 権利擁護、成年後見制度に関する普及・啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止セミナー（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）の開催 ・ 機関誌あさがお通信の発行 5. 市民後見推進事業（大津市受託） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援員現任研修の開催 ・ 市民の参画による成年後見制度のあり方検討委員会の開催 ・ 権利擁護検討会の開催 ・ 成年後見制度に関わる関係団体との調整会議の開催 6. 大津市高齢者虐待対応検討会（大津市受託：大津市高齢者虐待対応指導事業） (基準に適合しているものと認められる。)
②	<p>事業活動において、次の共益的な活動の占める割合が50%未満であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供 ・ 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行 ・ 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動 	共益的な活動の占める割合は、50%未満であると認められる。

	<ul style="list-style-type: none"> 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動 特定の意に反した行為を求める活動 特定の地域に居住する者のみに便益が及ぶ活動 	(基準に適合しているものと認められる。)
③	<p>運営組織および経理に関して、次に掲げる基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員の総数のうち役員およびその役員の親族等で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下であること。 役員の総数のうち特定の法人の役員または使用人、これらの者の親族等で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下であること。 各社員（正会員）の表決権が平等であること。 公認会計士もしくは監査法人の監査を受けていること、または青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存していること。 不適正な経理を行っていないこと。 	<p>役員総数のうち同一親族および同一団体関係者の占める割合は3分の1以下となっている。</p> <p>法人の定款において、各社員（正会員）の表決権は平等なるものと規定している。</p> <p>資産、負債および正味財産に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行っていると認められる。</p> <p>なお、法人の監事は、公認会計士等である。</p>
④	<p>事業活動に関して、次に掲げる基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。 役員等に対して特別の利益を与えていないこと。 営利を目的とした事業を行う者に寄附を行っていないこと。 	<p>宗教活動等や役員等に対して特別の利益を与える行為等は認められない。</p>
⑤	<p>情報公開に関して、次に掲げる基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを県内の事務所において閲覧させていること。 事業報告書等について、正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用により公表していること。 	<p>事業報告書等を閲覧の用に供しているとともに、定款、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録をインターネットの利用により公表している。</p>
⑥	事業報告書等を所轄庁に提出していること。	<p>事業報告書等を提出期限内に所轄庁に提出している。</p> <p>(基準に適合しているものと認められる。)</p>
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。	<p>法令等に違反している事実は認められない。</p> <p>(基準に適合しているものと認められる。)</p>
⑧	設立の日から1年を超える期間が経過していること。	<p>法人は平成17年2月1日に設立されている。</p> <p>(基準に適合しているものと認められる。)</p>

NPO法人の認定制度・条例個別指定制度について

総合政策部県民活動生活課

